

令和7年9月12日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

エースコンサルタンツ株式会社 北海道札幌市中央区南一条西11-327-8

令和7年9月12日～令和7年12月11日（3ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者であるエースコンサルタンツ（株）は、関東支社発注の「上信越自動車道 若穂スマートIC諸設備詳細設計」において、業務の進捗が著しく滞り、履行期間内に履行を完了させることができないことが明らかとなつたため、調査等請負契約書第44条第1項第3号に基づく契約解除を行つた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第4号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
（契約違反） 4 過失による粗雑工事等のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上